

千葉県中小企業の振興に関する条例

条文と解説

千葉県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきた。

本県の持続的な発展を確固たるものにするためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが何より重要である。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつある。経済のグローバル化は、国際的にも、国内的にも、厳しい企業間競争をもたらした。加えて、急速な少子高齢化の進展、そしてこれに続く人口減少時代の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものにするおそれがある。そのため、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念される。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めることが必要である。また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である。

こうした取組により生まれる元気な中小企業は、豊かで住みやすい千葉県づくりの原動力になるものと確信し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、ここに千葉県中小企業の振興に関する条例を制定する。

【趣旨】

中小企業の振興に関する基本的な条例として、中小企業が本県経済で果たしている役割やその重要性、県の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示するために前文をおきます。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例制定の趣旨、この条例により実現しようとする目的を規定しています。

条例の直接的な目的は、中小企業の振興を図ることにありますが、究極の目的は県経済全体の発展、県民生活の向上にあります。

中小企業の果たす役割とは

- ・ 県経済の発展の基盤
- ・ 多様な雇用の場の提供
- ・ 地域住民の生活を支える、また、まちづくりの中核 などが 있습니다。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 二 産学官民の連携 事業者、大学等(大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ。)、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう。
- 三 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

【趣旨】

本条は、「中小企業者」、「産学官民の連携」、「地域づくり」について、本条例中での定義を規定しています。

第一号は、「中小企業者」を定義しています。引用している中小企業基本法第2条第1項は次の通りです。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第二号は、「産学官民の連携」を定義しています。本条例では、産学官民が連携して中小企業を育てるということを重視しています。

「大学共同利用機関」は、全国に18設置されている研究機関であり、県内にはメディア教育開発センター（千葉市美浜区）、国立歴史民俗博物館（佐倉市）があります。

「その他の研究機関」は、かずさDNA研究所などが想定されます。

第三号は「地域づくり」を定義しています。「地域づくり」は、本条例の理念にも関係するキーワードの一つです。

商店街活性化の事業等で使用される「まちづくり」よりも広域にわたるものを含み参加者においても広範な概念としています。

「地域の課題」は、事業に関するものに限らず、中小企業者が取り組むことが可能な、防犯、防災、文化の継承、教育（キャリア教育への協力等）など幅広く想定しています。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

【趣旨】

本条は、条例全体にわたる中小企業振興の基本的な考え方を規定します。

第一項では、中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力を促進するような取組が重要であることを規定しています。例えば、中小企業が経済的社会的な環境の変化に対応して成長発展するため、経営革新などに果敢に挑戦していく環境づくりを進めることとなります。

第二項では、人口減少、高齢化等で市場の縮小が危惧される中にあるには、中小企業の振興は、中小企業への施策に加え、市場を拡大すること、すなわち地域の活性化に向けた取組が重要であり、このような取組との相乗効果が得られるように施策を進めていくことを理念として規定しています。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、中小企業振興に関する県の責務を規定しています。本条例における県の役割を「責務」として、他の主体よりも強い位置付けにしています。

(中小企業者等の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織（以下「共同化のための組織」という。）は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

中小企業の振興については、理念にもあるとおり、中小企業者自身の自主的な努力がまず必要であり、そのことを明確にするため、本規定をおいています。

第一項は中小企業の自主的な努力が必要であることを規定しています。

第二項の「共同化のための組織」は、事業協同組合等や商店街振興組合など中小企業を構成員とする団体を想定しています。これらの団体には、中小企業と同様の努力を求めるものです。

第三項では、中小企業者、共同化のための組織ともに地域づくりに取り組むこと、県の施策の実施に協力することを規定しています。中小企業者自らの「中小企業の振興に関する施策の実施について協力」とは、県が行うさまざまな中小企業振興施策への協力であって、中には学校等がキャリア教育の一環として行う職場体験活動や、社会人講師を活用した授業への協力なども含まれます。

(中小企業に関する団体等の役割)

第六条 中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるもの（大企業者（中小企業者以外の会社又は個人であって事業を営むものをいう。次条において同じ。）及び大学等を除く。）は、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業と関係のある団体の役割を規定しています。団体には、中小企業の振興が、その団体の主な目的であるものと、中小企業の振興が主な目的ではないものの、中小企業と関係のあるものがあり、それぞれの役割を規定しています。

第一項の「中小企業に関する団体（共同化のための組織を除く。）」としては、商工会、商工会議所、中小企業支援センターなどが対象となります。このような団体は、その本来の目的に積極的に取り組むべきことを規定しています。

第二項の「中小企業と関係あるもの」とは、中小企業の振興だけがその団体の主な目的ではないものの、振興に携わっているような団体を指します。これらの団体にもこの条例の理念にのっとり県が行う中小企業振興施策の実施に協力を求めます。

団体としては、各種経済団体、政府系金融機関、日本貿易振興機構、中小企業支援を行うNPOなど幅広く対象となります。

(大企業者の役割)

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、大企業者の役割を規定しています。大企業者は、中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの、多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有していることから、地域づくりや、中小企業振興に一定の役割を求めるものです。

具体的な対象としては、金融機関や京葉地域に立地する大企業、大型店を運営する大企業等が想定されます。

ここでの地域づくりの具体的な内容としては、

中小企業と連携した新製品や新技術の開発

地域住民の雇用

防犯や防災、景観形成への協力

大型店の商店街のイベントへの参加

などが想定されます。

(大学等の役割)

第八条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることにかんがみ、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、大学等の役割を規定しています。

大学における人材の育成や研究、成果の普及などは、中小企業の振興に資するものであることから、大学が自主的に地域づくりに取り組む場合にあっては、基本理念にのっとり行うことを期待するものです。

(県民の理解と協力)

第九条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の理解と協力について規定するものです。

一般の県民に、県経済にとっての中小企業の重要性や県が中小企業振興を進めることについて理解を求めるものです。中小企業振興に関し特定の業務などを義務付けるものではありませんが、地域づくりなどでの参加・協力を期待するものです。

(市町村への協力)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策に対する県の協力を規定するものです。

市町村は、県と同じ自治体として対等な関係にあり、県同様に中小企業振興のための条例を制定することが可能であることから、県条例では市町村の「役割」を規定するのではなく、市町村が主体的に進める中小企業の振興施策に関して、県が協力を努めることを規定しています。

なお、中小企業基本法第6条では、地方公共団体の責務として次のとおり規定しており、市町村による中小企業振興に向けた取組が行われることを予定しています。

第6条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第十一条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小企業の振興に関する基本的方向
- 二 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策
- 三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聴くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣旨】

本条例の理念に基づく中小企業振興を実行に移していくため、中小企業の振興に関する基本的な方針を定めることとその手続きを規定しています。

第一項では、基本方針を定めることを、知事に義務付けています。

第二項は、基本方針で定めるべき事項を規定しています。

第三項、第四項、第五項は、基本方針を策定、変更する際の手続きを規定しています。

「広く県民の意見を求める」方法としては、パブリックコメントを想定しています。

「公表」については、この基本方針は、なるべく多くの方に知っていただく必要がありますので、方法として、県のホームページへの掲載、県内各地の県民センターでの閲覧などが考えられますが、それ以外にもパンフレットの作成、説明会の実施などに取り組む必要があると考えています。

(創業等への意欲的な取組の促進)

第十二条 県は、経済的社会的環境の変化に即応した、創業及び中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

第十二条から第十六条までは、中小企業振興の基本的方向として、県が取り組む中小企業の振興についての長期的な視点を規定しています。

本条は、中小企業の意欲的な挑戦を促進するような施策を実施していくべきことを規定しています。

「経営に関する情報の提供」については、経済、産業情報のメールによる配信や制度融資に関してのパンフレットでの広報など幅広く想定されます。

「技術力の向上に関する支援」については、東葛テクノプラザでの入居企業への技術的支援、産業支援技術研究所での技術者の養成などがあります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、融資制度（開業・育成資金）、経営革新計画承認企業（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定に基づき策定し、知事の承認を得た経営革新計画の実施を進めている企業）への各種支援等があります。

(連携の促進)

第十三条 県は、産学官民の連携が中小企業の新たな事業の創出、技術力の強化等に資することにかんがみ、中小企業を中心とした産学官民の連携の促進を図るため、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の連携を促進する施策を実施していくことを規定しています。

連携の促進は、連携の契機づくりから連携による成果である商品の販売促進まで一貫した支援を行うことで連携を促進するものです。新商品の開発のための連携や販路開拓を行うための連携などの取組を支援することも含むものです。

「交流の機会の提供」としては、ものづくり分野でのネットワーク構築、まちづくりに取り組む協議会組織の体制作り支援など、「共同研究の実施への支援」としては、東葛テクノプラザによる共同研究の支援（施設・設備利用、技術的支援など）などがあります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、異分野の中小企業等の連携による開発の支援（市場化）等があります。

(経営基盤の強化の促進)

第十四条 県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情にかんがみ、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の経営基盤を強化する施策を実施していくことを規定しています。経営資源は、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源を指します。経営基盤は、この経営資源の確保だけではなく、地域づくりなどにより、中小企業の経営環境を整えることが含まれる概念です。

経営資源の確保、充実は、経営基盤の強化につながる大きな要素となります。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、技術力向上に関する支援等です。

(人材の確保及び育成の支援)

第十五条 県は、中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の人材確保や人材育成を支援する施策を実施していくことを規定しています。

第一項の「その他の必要な施策」として想定されるものは、就業環境の整備を進める施策（メンタルヘルス対策、ワーク・ライフ・バランスの推進など）などになります。

第二項の「勤労観」と「職業観」については、若干内容を異にしますが、勤労観は労働そのものの意義に関するもので、職業観はこれを踏まえ、自分の適性などを考慮した職業の選択などに関するものと解しています。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第十六条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を発揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、地域づくりのための施策を実施していくことを規定しています。

「地域の資源を活用した新たな事業」や「商店街の活性化を図る事業」は、これ自体が、地域の活性化と中小企業の活性化の相乗効果を図った内容のものであり、これらの事業を支援し、相乗効果を生み出すものです。

「その他の必要な施策」として想定されるものは、大型店の地域づくりへの参加の促進、商店街活動の核となる人材の育成などがあります。

(中小企業振興施策の公表等)

第十七条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聴くものとする。

3 県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

【趣旨】

毎年、実施した中小企業の振興施策について、これを公表し、中小企業等から意見を聴き、以降の施策に活かそうというものです。

第一項の「主たる施策」については、アクションプランで定める中小企業施策を想定しています。この実施結果についてとりまとめ、県ホームページへの掲載、各県民センターでの閲覧などを行います。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

【趣旨】

県が、中小企業の経営に負担を及ぼすような施策・事業を行う際に中小企業への配慮に努めることを規定するものです。「配慮」の内容については、施策ごとに異なりますので、規定はしませんが、施策・事業の目的を後退させるような内容の配慮を行うものではありません。

(受注機会の確保)

第十九条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

官公需対策については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第七条の規定を受け、県において「中小企業者に対する県等の官公需契約の方針」を作成し、実施していますが、中小企業振興の条例の策定にあたり、特に明示するものです。中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではありません。

【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律】

(地方公共団体の施策)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(調査及び研究)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

【趣旨】

効果的な中小企業振興施策を実施していくには、県内の中小企業の現状や抱えている課題が何であるか、また課題の解決のための手法としてどのようなことが考えられるのか、このようなことを調査研究することが必要であり、念のため、明らかにしたものです。なお、この中には、中小企業と県との意見交換なども含むものです。

(財政上の措置)

第二十一条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

第四条に規定する県の責務を果たすため、具体的な事業の実施に不可欠な財政上の措置を講じることが念のため、明らかにしたものです。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

※施行日：平成19年3月16日